

議案第40号

鹿児島県国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県国民健康保険条例の一部を改正する条例

鹿児島県国民健康保険条例（平成29年鹿児島県条例第36号）の一部を次のように改正する。

目次中「第24条」を「第28条」に、「第25条」を「第29条」に改める。

第25条を第29条とする。

第4章中第24条の次に次の4条を加える。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得係数）

第25条 子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。ただし、各市町村における保険料の急激な増加を抑制するために配慮する必要があると知事が認めるときは、この限りでない。

(1) 算定政令第11条の2第3項第1号に掲げる額

(2) 算定政令第11条の2第3項第2号に掲げる額

（子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合）

第26条 子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第11条の2第4項第1号に掲げる数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合）

第27条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第11条の2第5項第2号に掲げる数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数）

第28条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数は、0を超え、かつ、1未満の範囲内において知事が定める数とする。

附 則

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の鹿児島県国民健康保険条例第4章の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（提案理由）

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の改正に伴い、子ども・子育て支援納付金納付金基礎額の算定に関し必要な事項を定めるため、所要の改正をしようとするものである。